

議案第56号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)のうち、
環境部の所管する部分について

それでは、令和6年2月大津市予算関係議案のうち、予算説明書に沿って環境部の所管する部分の主な項目について説明いたします。

まず、歳入についてです。

50ページをお願いします。

款16使用料及び手数料、項2手数料、下段の目3衛生手数料、節2清掃手数料のうち、廃棄物処理手数料はごみ処理施設への搬入量に応じて、また、し尿処理手数料は収集量に応じて、それぞれ減額するものです。

52ページをお願いします。

動物死体処理手数料、産業廃棄物処理業許可申請手数料並びに自動車リサイクル法申請手数料は、いずれも決算見込を見据えた所要の補正です。

64ページをお願いします。

下段の款18県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金、説明欄2つめの自治振興交付金、5つめの環境部については、浄化槽維持管理補助事業費に係る配分額の精査に伴い補正するものです。

68ページをお願いします。

中段の目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金の浄化槽設置費補助金

は、補助件数等の確定見込みに応じて減額するものです。

72ページをお願いします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金のうち、河川愛護活動事業委託金は、対象団体の活動内容の見直しによる事業費の減少に伴い補正するものです。

74ページをお願いします。

中段、款19財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1不動産売払収入のうち、環境部不動産売払収入は、本市保有地(和邇高城地先)の売払代金の収入見通しが来年度以降となったことに伴う補正です。

76ページをお願いします。

上段の款20寄附金、項1寄附金、目3衛生費寄附金は、いずれも環境部が所管するものであり、このうち節1地球温暖化防止活動推進寄附金は、今年度分の収入額の確定に伴い補正するものであり、節2環境保全寄附金は、マナースポット設置に係るクラウドファンディング分を正当科目に計上するとともに、市内事業者からの寄附金等の追加に伴い、所要の補正を行うものです。

さらに、下段の款21繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節7京滋バイパス大気環境監視施設管理基金繰入金、及び、節8新名神高速道路大気環境監視施設管理基金繰入金は、それぞれの施設管理費等の決算見込を見据えて補正を行うものです。

84ページをお願いします。

款23諸収入、項4雑入、目4雑入、節4衛生費雑入のうち、説明欄6行目から8行目及び10行目にある紙類売却代、牛乳パック売却代、かん・びん類売却代並びに羽毛製品売却代は、いずれも再生利用事業者等への引渡しに伴う収入であり、決算見込を見据えてそれぞれ補正するものです。

86ページをお願いします。

節10その他雑入のうち、環境部その他雑入については、所管する行政財産の使用者から徴収している光熱費相当額などについて決算を見据えた補正を行うものです。

引き続き、歳出について説明いたします。

138ページを お願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境保全費、説明欄2の環境保全対策費は、環境保全事業の推進に要する経費並びに審議会及び委員会の運営費等について、説明欄3の環境保全市民啓発推進費は、琵琶湖市民清掃等市民の環境保全活動に対する支援、環境情報システムの運営等に係る経費について、説明欄4の公害防止対策推進費は、水質、大気等の調査業務に係る経費について、説明欄5の環境企画推進費は、環境基本計画に基づく関連事業費等についてそれぞれ精算するものです。

140ページをお願いします。

項2清掃費、目1清掃総務費、説明欄2の清掃事業推進費は、廃棄物収集

情報管理システムの再構築に要する経費の減額を中心とした補正です。

目2産業廃棄物対策費、説明欄2の産業廃棄物対策費は、土砂埋立地等における水質調査業務費等の精算を中心に補正するものです。

目3ごみ減量推進費、説明欄1のごみ減量推進費は、ごみ集積所設置等補助金の精算等、決算見込を見据えて補正するものです。

142ページをお願いします。

目4じん芥処理費、説明欄2のじん芥処理推進費は、ごみの収集運搬委託費の精算を中心に減額補正するものです。

目5じん芥焼却場費、説明欄1の地区環境整備推進費は、ごみ処理施設の周辺地域の振興を目的とした事業補助の精算や、関連施設の利用件数の増加に伴う負担経費の追加を中心に補正するもの、説明欄2の環境交流館管理運営費は、施設の管理運営経費を精算するもの、説明欄3のじん芥焼却場施設整備費は、北部クリーンセンター解体除却に要する経費を中心に精算するもの、説明欄4のじん芥焼却場管理運営費は、処理施設におけるごみ処理実績が計画を下回る見込みであることから、既に締結済の運営事業契約に基づく費用を追加しようとするものであり、それぞれ精査を尽くして措置しようとするものです。

144ページをお願いします。

目6不燃物処分費、説明欄1の地区環境整備推進費は、所管施設(曾束旧プール)の解体工事費や、最終処分場周辺河川等における水質調査費の精

算等に伴う補正であり、説明欄2の不燃物処分場管理運営費は、北部廃棄物最終処分場における浸出水移送ポンプの改修費を追加する一方で、各最終処分場の管理運営費を精算の上、減額補正するものです。

目7し尿処理費、説明欄2のし尿処理対策費は、し尿の収集量の減少に伴う収集運搬委託料を中心に精算するものであり、説明欄3の衛生処理場管理運営費は、北部及び志賀衛生プラントの管理運営費の精算に伴う補正です。

最後に繰越明許費補正についてご説明いたします。

戻りまして、6ページをお願いいたします。

1追加のうち、環境部の所管するものは、9項目めにあります款4衛生費、項2清掃費の不燃物処分場管理運営事業であり、浸出水移送ポンプの改修に伴う工事資材の納品の遅延に伴い、年度内の完了が見込めないことから、記載の9,900千円について計上をお願いするものです。

以上、議案第56号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)のうち、環境部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。